

後見制度支援預金規定

後見制度支援預金は、当行の定める「普通預金規定」「決済用普通預金規定」に加え、以下の規定により取り扱います。

第1条（利用対象者）

家庭裁判所により「指示書」の交付を受けた者とします。

第2条（取扱店の限定）

口座開設店の窓口のみお取扱いいたします。

第3条（手数料）

口座開設にあたり、当行所定の手数料をいただきます。

第4条（取引の方法）

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当行所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

第5条（定額自動振替サービス）

この預金口座からの定期交付については、定額自動振替サービスの利用によるものとします。

第6条（取引制限事項）

- (1) この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。
- (2) この預金口座には、各種お振込み等の入金できません。
- (3) この預金には、キャッシュカードの発行はできません。
- (4) ATM でのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。
- (5) インターネットバンキングの契約およびご利用はできません。
- (6) マル優（非課税）のご利用はできません。

第7条（死亡時等の取扱い）

被後見人が死亡した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続きあるいは口座解約手続き等が必要となります。

第8条（適用条項）

- (1) 本規定に定めのない事項については、普通預金規定・決済用普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) 本規定と普通預金規定・決済用普通預金規定が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
- (3) 本規定および普通預金規定・決済用普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

第9条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2021年6月1日現在)